

秋田県水源森林地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

秋田県知事

秋田県規則第 号

秋田県水源森林地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県水源森林地域の保全に関する条例施行規則（平成二十六年秋田県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（土地の所有権等の移転等の届出）</p> <p>第六条 条例第十条第一項の規定による届出は、別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>一 土地売買等の契約（条例第十条第一項に規定する土地売買等の契約をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る土地の所在を明らかにする図面</p> <p>二 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他当該土地について所有権等（条例第十条第一項に規定する所有権等をいう。次条第二号において同じ。）を有することを証する書面の写し</p> <p>2 条例第十条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者の国籍等（自然人にあつてはその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する地域をいい、法人にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。同号（一）において同じ。）</p> <p>二 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が法人である場合には、次の（一）及び（二）に掲げる</p>	<p>（土地の所有権等の移転等の届出）</p> <p>第六条 条例第十条第一項の規定による届出は、別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>一 土地売買等の契約（条例第十条第一項に規定する土地売買等の契約をいう。以下 同じ。）に係る土地の所在を明らかにする図面</p> <p>二 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他当該土地について所有権等（条例第十条第一項に規定する所有権等をいう。以下 同じ。）を有することを証する書面の写し</p> <p>2 条例第十条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

事項

(一) その代表者の氏名及び国籍等

(二) 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める法人である場合 当該国籍等

(2) 同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める法人である場合 当該国籍等

3・4 略

三・四 略

3・4 略

一・二 略

附 則

この規則は、令和八年 月 日から施行する。